

消費税・地方消費税の
確定申告と納税は、正
しくお早めに

富良野税務署

〒22 2144

平成15年分の消費税と地
方消費税(個人事業者)の確
定申告は、3月31日(水)が申
告・納付の期限となってい
ます。

相談される場合、特に所
得税の確定申告期限(3月
15日)間近になりますと税
務署は大変混雑し、長時間
お待ちいただくことがあります。

申告書は、できるだけご
自分で書いてお早めに提出
してください。またできあ
がった申告書は、郵送でも
提出できます。

ご注意ください

期限内に申告や納税をし
なかつたり、間違つた申告
をすると、後で不足の税金
を納めるだけでなく、加算
税や延滞税も納めなければ
ならないこととなります。

消費税は、預り金的性格
を有する税です。忘れずに
期限内に納付しましょう。

スポーツ安全保険の加入を！

～ 掛けて安心 楽しくスポーツ ～

教育委員会では、町民の皆さんに安心してスポーツや社会教育活動をしていただくため、「スポーツ安全保険」制度の活用をすすめています。

万一の事故に備えて、加入しておきましょう。

この保険は、傷害保険と賠償責任保険などがセットになっており、スポーツ・文化・ボランティア活動などを行う5名以上のグループ(団体)を対象として、加入団体の管理下での活動中、または集合・解散場所への移動中に発生した傷害が対象となります(日本国内の事故に限ります)。ただし、個人または学校管理下での活動中、または故意による傷害などは対象になりません(加入区分AWについては個人練習中も対象になります)。

保険適用期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

加入受付期間 平成16年3月1日から平成17年2月15日まで

問合わせ先 教育委員会 生涯学習係(☎52-2211)

団体	加入区分および対象	掛金 (1人年額)	傷害保険(保険金額)				賠償責任保険 (補償限度額) 免責(自己負担)1,000円	共済見舞金
			死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
子供の 団体	A 中学生以下の子供 スポーツ活動を行わない大人	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 対物賠償 500万円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 160万円
	AW 中学生以下の子供	1,050円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	上記補償に身体・財物 賠償合算で1事故500 万円を加算	
	AC 上記の個人練習中、個人活動	-	100万円	150万円	1,000円	500円	身体・対物賠償合算で 1事故 500万円	対象外
大人の 団体	A 大人の文化活動、ボラン ティア活動および地域活動(ス ポーツ(ダンスを含む)を除く)	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 対物賠償 500万円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 160万円
	B 老人クラブなど	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	C 大人のスポーツ活動	1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	D 危険度の高いスポーツ活動	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		